

○千葉県自然環境保全条例（昭和48年条例第1号）

（緑化協定）

第26条 知事は、公害又は災害の防止その他生活環境を維持するために必要があると認めるときは、規則で定める面積以上の土地を所有し、又は管理する者との間において、その所有し、又は管理する土地の緑化に関する協定を締結することができる。

○千葉県自然環境保全条例施行規則（昭和49年規則第4号）

（緑化協定の対象となる土地の最低面積）

第42条 条例第26条の規則で定める土地の面積は、次の各号に掲げる土地の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 工場用地 1ヘクタール
- 二 住宅用地 10ヘクタール
- 三 その他の土地 1ヘクタール